

# 第 18 回 全 国 通 関 士 模 試

公益財団法人 日本関税協会

## — 採点結果の講評 —

本模試では、本年 6 月 30 日に財務省より公告された「第 51 回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみると、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等、通関実務の 3 科目でそれぞれ満点の 6 割以上）を満たした受験者は全体の 5.8%（3 科目受験者では 4.9%）で、昨年の第 50 回通関士試験の合格率（9.8%）（3 科目受験者では 7.1%）と比較するとかなり低いものとなりました。本模試は本試験 1.5 月前の能力ということを差し引いたとしても、やや高い難易度だったようです。

なお、ケアレスミスが散見され、通関実務では、記入注意事項に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記しているにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も少なからず見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点が取れていないケースがある等、自己採点とは異なる結果になった方もいます。本試験においてもマークシートの「記入上の注意」等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するように心がけてください。解答は理解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは非常にもったいないことです。

また、設問が択一式であるにもかかわらず、解答を複数選択している方も若干いましたので、注意しましょう。

本模試の判定はあくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの 2 週間で悔いの残らないように頑張り通し、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

# I 通関業法【設問は上濱】

## 【総体的事項】

### ■総評

通関業法全体の正解率は53%で、38%の方が合格基準に達していました。

### ■語句選択式

語句選択式全体の正解率は70%でした。合格しようとする個々人のベースでは80%は欲しいと常々申し上げていますので、あと一步の努力が欲しいところです。

### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は25%で、極めて低調な結果でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。

複数肢選択式は、その解答数が2つ又は3つのいずれになるのかということで悩んだ方が多かったこともあり、このような結果になったものと考えられます。

### ■択一式

択一式全体の正解率は39%で、複数肢選択式ほどではありませんが、かなり低調な結果でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

## 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

### ■語句選択式

第1問（通関業の許可の消滅） 正解率：83%

（イ－96%　ロ－87%　ハ－84%　ニ－73%　ホ－77%）

満足すべき得点が得られています。

繰り返し出題される類の問題でありますので、確実に正解答を確保しましょう。

第2問（通関士の設置） 正解率：57%

（イ－20%　ロ－58%　ハ－49%　ニ－79%　ホ－79%）

合格基準まであと一步のところですが、語句選択式の問題ですので、更なる努力が望まれるところです。

「ニ」及び「ホ」に入れるべき語句については、かなりの高得点が得られています、その他

の語句選択に関する正解率は、かなり低調でした。

特に、「イ」に入れるべき語句の選択に際して、「⑩適正かつ迅速」をかなり多くの方が選択していましたが、ここで選択すべき最も適切な語句は「⑩適正」です。このことは、改正後の通関業法第13条をみていただければわかりますが、そこでは、「通関業者は、通関業務を適正に行うために、…」というように規定されています。

通関業法全体としては、申告納税制度や AEO 制度などの導入と相まって、業務量の増大に対処して、貨物の通関に関する手続の「適正かつ迅速な」実施を図ることとされていますが、同法第13条の改正に際しては、通関士自体の職掌からみて、通関業務を「適正に」行うことに限定して規定されたものと考えられます。

規定の通読に際しては、既成観念（通関業法では、「適正かつ迅速な」が通用するとの観念）にとらわれることのないように留意しましょう。

### 第3問（通関業者及び通関士の義務） 正解率：81%

（イ－92% ロ－60% ハ－95% ニ－71% ホ－86%）

各選択肢の選定を通じて、かなりの高得点を得ることができました。

ただし、「ロ」に入れるべき語句の選定に際しては、かなり多くの方が、「④業務」を選択していたことで、その正解率を下げる結果になりました。

通関業者の名義貸しの禁止は、広く一般の業務にまで広げられているわけではない（その使用が禁止されているのは「通関業」に限定されている。）ことに、留意すべきです。

### 第4問（通関士の確認） 正解率：63%

（イ－60% ロ－61% ハ－44% ニ－64% ホ－84%）

全体としては、ぎりぎり合格基準に達することができましたが、語句選択式の問題ですので、更なる努力が望まれるところです。

「ホ」に入れるべき語句として「⑬破産者」を選択することは比較的容易であったようですが、「イ」については、「⑦禁錮以上の刑に処せられた」のほか「⑩通関業務に従事することを停止された」を選択したほか、「ハ」についても、「⑦禁錮以上の刑に処せられた」を選択した方がかなりいたことが、第4問全体の正解率を押し下げたようです。

### 第5問（通関士に対する懲戒処分及び処分の手続） 正解率：67%

（イ－90% ロ－61% ハ－83% ニ－55% ホ－49%）

全体としては、ぎりぎり合格基準に達することができました。

「イ」及び「ハ」に入れるべき語句の選択には、それほど苦労しなかったように見受けられま

した。

しかし、「ニ」及び「ホ」に入れるべき語句の選択に際して、「ニ」については「④1年間」又は「⑭当該通関業者がその業務に従事する地を管轄する税関長」を、「ホ」については「⑩審査委員」を選択したことが、第5問全体の正解率を押し下げたようです。

なお、通関士に対する懲戒処分の際して、「審査委員」の意見を聞くという手続は定められていませんので、留意が必要です。

## ■複数肢選択式

### 第6問（通関業務及び関連業務） 正解率：24%

正解率は24%と、極めて低調でした。

これは、「5」の選択は、比較的容易であったようですが、「1」や「3」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

「1」についてみると、関税に関する納税申告に併せてする消費税に関する納税申告手続は、消費税法の規定によりするものであり「関連業務」であることから、誤っている記述であることを見逃しているようです。

また、「3」では、認定通関業者の認定の申請手続が通関業務に該当するかどうかが問われていますが、この申請手続は、通関手続を行う前にとられる手続であるところから、通関業務に先行する関連業務とされています。

「1」及び「3」は、繰り返し出題されているものですので、的確に押さえておきましょう。

### 第7問（通関業の営業所の新設） 正解率：30%

正解率は30%と、極めて低調でした。

これは、「1」の選択は比較的容易であったようですが、「3」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

経営の基礎に関する審査は、通関業の許可の際に行われることとされており、営業所の新設の許可に際して行われることはないのです。誤っている記述ということになります。このことは、通関業法第8条第2項において、営業所の新設の許可に際しては、経営の基礎に関する審査は適用除外とされています。適用除外規定に関することはしばしば出題されていますので、今一度、確認しておきましょう。

### 第8問（通関業の許可の消滅） 正解率：34%

正解率は34%と、かなり低調でした。

これは、「2」の選択は比較的容易であったようですが、「3」を正しい記述として選択した方

がかなりいたことによるものです。

法人である通関業者の役員が破産手続開始の決定を受けると、通関業者が欠格事由に該当する（許可の取消し事由に該当する。）ことはありますが、通関業の許可が消滅することはありません。この設問は、受験者を陥れるために、しばしば出題されているものです。

#### 第9問（検査の通知） 正解率：15%

正解率は15%と、極めて低調でした。

これは、「5」の選択は比較的容易であったようですが、「1」～「3」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

「4」は、実務上認められている措置であることから、その選択を躊躇した方が多かったようです。

#### 第10問（罰則） 正解率：25%

正解率は25%と、極めて低調でした。

これは、「5」の選択は比較的容易であったようですが、「4」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

通関士試験関連の不正行為（不正な行為により合格）については、罰則は設けられていません。通関業法には、不正行為が行われたとしても、税関長の処分によって、十分にその防止及び取締りの効果を期待できることから、あえて、罰則を設けないものとされているものがあります。条文を通読しただけでは理解できないこともあります。参考書を参照し、確認しておきましょう。

### ■択一式

#### 第11問（欠格事由） 正解率：19%

正解率は19%と、極めて低調でした。

これは、「2」、「3」、「4」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

「2」、「4」は、処罰又は処分を受けた後の経過年数に関するものであるところ、「2」では「3年」を「2年」と、そして、「4」では「2年」を「1年」と読み間違えたことによるものようです。欠格事由や通関士の確認に関する設問では、しばしば、「期間」に関する設問が出題されることがありますので、関連条文を的確に押さえておきましょう。

「3」は、欠格事由と関税法違反条項との関連に関するものです。関税法違反行為が行われたとしても、欠格条項に該当しないもののあることに、十分留意すべきです。

#### 第12問（通関業の許可） 正解率：37%

正解率は37%と、かなり低調でした。

これは、「1」、「4」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

「1」は、通関業法の改正により、通関業の許可は、財務大臣が行うこととされたことについての理解度を問うものです。今回の改正の最も大きな眼目であることに十分留意すべきです。

「4」は、過大な負担を許可申請者に課するような許可の条件に関するもので、その誤りは、かなり明確です。受験者を陥れるために、時として、出題されることがあります。

#### 第13問（通関業の許可の取消し） 正解率 44%

正解率は44%と、かなり低調でした。いま一步の努力が望まれます。

これは、「5」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

つまり、通関業法第10条第3項の規定を読み誤り、通関業の許可の取消し（許可の存続自体を否定する処分）が行われた場合であっても、通関業の許可を受けているものとみなされるものと誤解したことによるものと考えられます。

#### 第14問（変更等の届出） 正解率：28%

正解率は28%と、極めて低調でした。

これは、「5」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

通関業者が破産手続の開始の決定を受けたことにより通関業の許可が消滅した場合の届出義務者を、「法人を代表する役員」（「破産管財人」とされています。）と、早合点したことによるものと考えられます。

#### 第15問（通関士の審査を要する書類） 正解率：44%

正解率は44%と、かなり低調でした。いま一步の努力が望まれます。

これは、「1」（展示等申告書）、「2」（再調査請求書）、「5」（特定輸出者承認申請書）を、審査を要しない書類として選択した方がかなりいたことによるものです。また、「0」を選択した方が少なからずいたことも、気になりました。

#### 第16問（更正に関する意見の聴取） 正解率：70%

合格基準に達することができました。

ただ、「5」に掲げる「減額更正」を、意見聴取を要する場合として選択した方が、やや多く見受けられたことが、気になりました。

**第 17 問（通関業者及び通関士その他の従業者の義務） 正解率：74%**

合格基準に達することができました。

ただ、「4」を正しいものとして選択した方が、やや多く見受けられたことが気になりました。

従業者は、通関業務に従事する過程において、依頼者の秘密を知り得る機会のあることを考慮し、守秘義務だけが課されています。（従業者は、通関業法上、特別な位置づけがされていませんが、秘密の保持を重視するためにとられている措置です。）

**第 18 問（記帳、届出、報告等） 正解率：31%**

正解率は31%と、かなり低調でした。

これは、「2」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

「2」は、しばしば受験者を陥れるために出題されているもので、税関官署に提出した仕入書の写しは、保存を要する通関書類ではないことを銘記しておきましょう。

**第 19 問（通関士の確認） 正解率：36%**

正解率は36%と、かなり低調でした。

「0」を選択した方がかなり多くいたことのほか、「1」を正しい記述として選択した方がかなりいたことが気になります。

「1」は、通関業者が、通関業務に従事している通関士を営業所間において異動させた場合に、通関士でなくなるかどうかを問う問題です。正解答ができるよう、的確に押さえておきましょう。

**第 20 問（通関士に対する懲戒処分及び調査の申出） 正解率：6%**

正解率は6%と、他に例をみないような極めて低いものになりました。

「3」の選択に迷った方が多くいたほか、「1」、「5」を正しい記述のものとして選択した方が圧倒的に多かったことによるものです。

「3」に掲げられている「所得税を免れる」行為を行ったこと（所得税法違反行為）は、通関士に対する懲戒事由とはされていないことを銘記しておきましょう。

これは、通関業法第 35 条第 1 項には、直接明記されてはいませんが、通関士に対する懲戒事由は、通関業法その他関税関係法令の規定に違反する行為に限定されていることからみても、明らかです。

## II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

### 【総体的事項】

#### ■総評

関税法等全体の正解率は50%であり、34%の方が合格基準に達していました。

#### ■語句選択式

語句選択式全体の正解率は69%でした。合格のためには個々人のベースでは80%は欲しいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野のバランスを見ながらフォローするよう心がけましょう。

#### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は29%で、極めて低調でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。

これは、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

#### ■択一式

択一式全体の正解率は46%で、かなり低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

これも複数肢選択式と同様に、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

### 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

#### ■語句選択式

第1問（定義） 正解率：81%

（イ－76% ロ－71% ハ－96% ニ－88% ホ－71%）

正解率は81%と、満足すべき得点が得られています。

法令の規定を適宜織り込んだ応用問題として出題しましたが、受験者の大多数の方は、基本的事項を十分に理解されていることが確認できました。

ただ、「ロ」に入れるべき語句として「⑦提出された」を、また、「ホ」として「⑨当該貨物について輸入を許可されたものとみなす」を選択した方がかなりいたことが、正解率を、全体として、やや引き下げることになったようです。

## 第2問（適用法令） 正解率：66%

（イ－63% ロ－77% ハ－47% ニ－81% ホ－62%）

全体としての正解率は66%でしたので、まずまずの水準です。

最も正解率が低かったのは、「ハ」の47%でしたが、「保税蔵置場に置くことの承認を受けて保税蔵置場に置かれた外国貨物で亡失したもの」に関税を課する場合に適用される法令は、「亡失の時の属する日」となります。

「ハ」の誤りで多かったのは、やはり「保税蔵置場に置くことが承認された時」を選択した方で、41%もいました。これは、課税物件の確定時期が「保税蔵置場に置くことが承認された時」となりますので、混同しているものと思われます。

保税蔵置場に置くことの承認を受けて置かれている外国貨物で亡失又は滅却されたものについては、「課税物件の確定時期」は「置くことが承認された時」、「適用法令」については「亡失又は滅却の時の属する日」となりますので、注意が必要です。

## 第3問（修正申告、更正の請求及び更正） 正解率：58%

（イ－62% ロ－58% ハ－47% ニ－79% ホ－44%）

全体としての正解率は58%でしたので、今一步というところでしょうか。最も正解率が低かったのは「ホ」で44%、次いで「ハ」で47%と、いずれも50%を切っています。

語句選択式は点を取りやすいところですので、ここで50%を切るのはもったいないことです。

「ホ」の納税申告後の税関長による更正は、税関長の「調査」によることとされ、「ハ」の輸入の許可前引取り承認を受けて引き取られた貨物については、その引取り承認の日の翌日から起算して「5年」以内です。

誤りで多かったのは、「調査」に代えて「決定」や「職権」を選択した方がそれぞれ22%、21%あり、「5年」に代えて「1年」や「3年」を選択した方がそれぞれ38%、8%ありました。いずれも基本的な事項なので、理解を確実なものとしてください。

## 第4問（輸出通関） 正解率：64%

（イ－66% ロ－48% ハ－42% ニ－68% ホ－96%）

この問題は、輸出申告における取扱い等に関するものでしたが、「ロ」及び「ハ」に関してはそれぞれ48%、42%と低調な結果になっています。関税法の関係規定を再確認して、確実に理

解しておく必要があります。

1は、本船扱いにおける申請書の記載事項で「イ」は「⑫品名及び数量」が正解ですが、「⑦数量及び価格」を選択された方が25%と目立ちました。また、「ロ」は「④係留場所」が正解ですが、「⑧船籍」を21%、「⑨登録番号」を27%の方が選択されており、ほぼ半数を占めています。輸出申告書の記載事項（関税法施行令第58条）と類似していますが、規定されている語句の相違点を再確認してください。

2は、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算について、「ハ」は「⑮輸入貨物」が正解ですが、「②課税価格」を8%、「⑤現実支払価格」を15%、「⑩取引価格」を12%、「⑭輸出貨物」を13%の方が選択され、これらがほぼ半数を占め低い正解率となっています。また、「ニ」は「②課税価格」が正解ですが、「⑤現実支払価格」を18%、「⑩取引価格」を8%の方が選択されていました。関税法施行令第59条の2第4項の規定そのものですので、確実に理解して下さい。

3は、輸出申告における仕入書等の提出に関する記述です。「⑥事前の把握」、「⑬船積みの確認」を選択された方が散見されますが、ほとんどの方が理解されていました。

語句選択式の問題は、比較的取り組みやすい問題です。確実に正解を選択する必要があります。

#### 第5問（特定用途免税） 正解率：76%

（イ－62% ロ－75% ハ－90% ニ－68% ホ－88%）

昨年の本試験で出題された関税定率法第14条と同様の形式での関税定率法第15条（特定用途免税）での出題で、正解率は、平均76%で、「ハ」及び「ホ」は80%以上で良好でしたが、「ロ」は75%で、「イ」及び「ニ」が60%台とやや低調でした。

「イ」については「⑫貸与品」、「⑦教育用物品」と、「ニ」については「①医療法人」、「⑮病院」と、「ロ」については「③観光振興」と誤った方が、それぞれ14%、12%、20%、8%、8%もいました。「イ」は慈善又は救済のための寄贈品であるのに「⑫貸与品」、「⑦教育用物品」は変だ、「ニ」については外国の赤十字機関等からの寄贈品について日本赤十字社を飛び越えて「①医療法人」、「⑮病院」は変だ、「ロ」については国又は地方公共団体への寄贈品に「③観光振興」というのは本当かという感性も必要です。

なお、本設問は、関税定率法第15条の特定用途免税の免税対象物品についての条文どおりの素直な、さほど難しくない問題で、一度、関税定率法第15条の条文に目を通しておけば、難なく解答できる問題です。特定用途免税は出題頻度も高く、その免税制度の概要を的確に把握しておきましょう。

## ■複数肢選択式

### 第6問（関税法上の輸入の定義） 正解率：50%

正解率は50%と、やや低調で合格基準に達することができませんでした。

「1」は、「接続水域」が「排他的経済水域」に相当するものかどうかについての理解度を問うものでした。この設問を正しいものとして選択することは、比較的容易であったようですが、「4」を正しい記述として選択した方がかなりいましたので、正解率が大幅に引き下げられる結果になりました。

「4」は、外国貨物である船用品が本邦の船舶においてその使用が本来の用途に従って行われるとしても、輸入とみなされることはないので、銘記しておきましょう。

### 第7問（加算税制度） 正解率：7%

正しい記述の組合せの「1、3、5」を選択した方は7%しかおらず、極めて低調な結果となっていました。

個別にみると選択の多い順に、「5」が73%、「3」が44%、「4」が41%、「2」が31%、「1」が27%であり、かなり分散している結果、正しい選択の「1、3、5」の組合せでは7%にまで低下してしまっています。

加算税制度は本年1月以降かなりの改正があったところで、「1」の記述もその中の一つですが、3割近い方は正しい記述と選択していますので、勉強の成果が表れたものと心強く思います。

「1」に限った部分に関して説明しますと、過少申告加算税はこれまで、通常は10%、修正申告が調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでないときは適用しないとされていたものが、本年1月以降に法定納期限が到来するものについては、通常は10%、修正申告が調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでないときは5%、調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、調査通知がある前に修正申告が行われたものであるときは適用しないと改正されました。したがって、設問の場合には過少申告加算税は通常10%ではなく5%が適用となり、過少申告加算税の額も半減することになります。

### 第8問（輸出通関） 正解率：55%

正しい記述は「2、5」ですが、正解率は55%とやや低調でした。

正しい記述として「2」を87%、「5」を95%の方が選択されていますが、複数肢選択式の問題の難しさが表れました。

また、「1」を正しい記述に選択された方が27%と多く見受けられ、結果として正しい記述

を「1、2、5」と選択された方が11%を占めました。「1」の記述は、「申告に係る貨物を保税地域等に入れた後に」の箇所が誤りの記述であり、輸出申告は貨物を保税地域等に入れる前であっても、することができます。輸入申告との相違点として理解しておいてください。

#### 第9問（輸入通関） 正解率：41%

正しい記述は「3、5」ですが、正解率は41%とかなり低調でした。

正しい記述として「2」を選択された方が17%、「4」を選択された方が42%を占めており、正しい記述として「2、3、5」を6%、「3、4、5」を24%の方が選択されており、低調な正解率となっています。特に、「4」の輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた貨物は、関税法第4条（課税物件の確定の時期）、第5条（適用法令）等一部の規定を除き内国貨物とみなされます。関税法第73条第3項で確認してください。

#### 第10問（輸入通関） 正解率：28%

正しい記述は「3、4」ですが、正解率は28%と極めて低調でした。

正しい記述として、「1」を44%、「2」を33%、「3」を67%、「4」を85%、「5」を18%と各設問に分散されて選択されており、結果として、低い正解率となっています。

特に「1」、「2」を正しい記述として選択された方が多く見受けられますが、誤った記述となっています。繰り返し出題される傾向の設問であり、関係規定を再確認して、誤っている記述の箇所を正確に理解して下さい。

#### 第11問（特定輸出申告） 正解率：35%

正しい記述は「3、4」ですが、正解率は35%とかなり低調でした。

特定輸出者の特定輸出申告等に関する設問でしたが、第10問と同様に、正しい記述として、「1」を23%、「2」を20%、「3」を63%、「4」を77%、「5」を38%と各設問に分散されて選択されていました。

正しい記述である「4」は、法令改正に係る設問ですが、77%の方が選択されており、まずまずの正解率でした。輸出申告の特例である特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告の取扱い、また、相違点を再確認して、確実に理解してください。

#### 第12問（特惠関税制度） 正解率：7%

正しい記述の組合せ「2、3、5」を選択した方は7%と極めて低調と言わざるを得ません。

個別にみると選択の多い順に「5」が80%、「2」が56%とここまではいいのですが、「4」が33%と高く、「3」が25%と低く、「1」も21%あって相当程度に分散しており、正しい記述

の組合せの「2、3、5」となると7%にまで下がってしまいました。

誤りで最も多い組合せは「2、5」で25%でした。

「3」の特別特惠受益国を原産地とする特惠関税対象物品に適用される特惠税率は、すべて無税ですので、この機会に再確認しておきましょう。(一般の特惠関税制度における特惠税率は無税のものも有税のものもたくさんあるのに対し、特別特惠受益国を原産地とする特惠関税対象物品に適用される特惠税率はすべて無税であるのは大きな特色です。)

### 第13問(課税価格の決定の原則) 正解率: 46%

この問題は、正しい記述のものをすべて選ぶという形の問題でした。

5つの設問うち、「4」と「5」は、関税評価についての基本的な事項であり、比較的馴染みのある問題でしたので、この2つを選んだ方は、それぞれ75%、82%と非常に高い正解率でした。しかし、この2つの設問のみを選んだ方となると46%と極端に下がりました。

このように低い正解率となった理由は、誤った記述である「1」から「3」までを正しいと勘違いしてしまった方の数が多かったからです。すなわち、「3」も正しいとして選んだ方の数は27%、同様に誤りである「2」を正しいとして選んだ方の数は23%、そして、「1」についても誤って選んでいた方の割合が12%と高い数字が出ています。設問の内容としては、「3」は、若干難しかったかもしれませんが、「1」及び「2」は、基本的な事項ですので、解答解説及びテキストを読んで正しい知識を覚えるようにしてください。

### 第14問(関税率表の部注又は類注) 正解率: 16%

正解率は16%と、極めて低調でした。正解は「1、2」ですが、誤りの選択肢である3又は5を選択し、「1、3」、「1、5」、「2、3」及び「1、2、3」を選択された方が33%もいました。これらの方は、「3」の襟に毛皮を用いた繊維用繊維製のコートが毛皮製品か繊維用繊維製品か、また、「5」のはん用性の物品である鉄鋼製のボルト及びナットが機械類や電気機器等に使用された場合、これらの部分品に該当するか否かの正しい判断ができず、誤ったものと思われる。関税率表の部又は類の注の規定に関する問題は、誤りやすいものが出題されています。部又は類の注の規定は、一夜漬けができませんので、日頃から過去問に出題された注の規定を根気よく覚えていくようにしてください。

### 第15問(外国為替及び外国貿易法の輸出規制) 正解率: 6%

正解答は「1、2、5」ですが、正解率は6%と惨澹たるものでした。

最多解答は、誤りの「2、5」で13%、次いで誤りの「4、5」、「1、5」がそれぞれ11%、10%で、その次に正解の「1、2、5」が6%となりました。

「1」～「5」の選択状況をみると、正解の「5」を選択できた方は73%と高かったものの、他の正解の「1」及び「2」を選択できた方はそれぞれ35%、46%と低い水準に留まった一方、誤りの「4」、「3」を選択した方が43%、29%にも及んだため、このような惨澹たる結果になりました。

また、本設問は複数肢選択式であるのに、択一式のように一つしか選択していない方が10%もいましたが、それでは確実に×になります。複数肢選択式か択一式か設問をよく読み、複数肢選択式の場合は必ず、複数の正解があるので、必ず複数選択しましょう。

「1」は、委託加工貿易契約で経済産業大臣の輸出の承認を要するものは、経済産業大臣が定める指定加工（革、毛皮、皮革製品等の製造）で、経済産業大臣が定める加工原材料（皮革（原毛皮及び毛皮を含む。）及び皮革製品の半製品）を輸出する場合に限られていますが、契約の総価額が100万円以下の貨物を輸出する場合には、輸出の承認は要しないことは、委託加工貿易の基本的な事項として覚えておきましょう。

「2」は、輸出の許可の特例である「無償で輸入されるべきものとして無償で輸出する貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるもの（いわゆる、「無償告示」に係るもの）ですが、この無償告示で、経済産業大臣が定めているものの一つとして本設問にある海賊行為への対処の用に供するものがあり、輸出の許可は要しません。特例として当該告示で定められているものは、この設問事例以外にも多数（国際緊急援助活動、国際平和協力業務、在外邦人等の保護・輸送等のそれぞれの用に供するもの、我が国が行う技術協力で国際協力機構が派遣する専門家が用いる貨物、国際間海底ケーブルの障害復旧等のための機器類 等）ありますが、全部覚えることは難しいので、その必要はないと思います。仮に本試験で無償告示に関する設問が出題された場合には、その内容が、輸出の許可の特例としての無償告示の内容として妥当であるか否かの判断により、正解できるのではないかと思います。

「3」は、重要文化財を輸出する場合の輸出の承認の要否を問う設問です。重要文化財は輸出の承認の特例除外貨物であり、東京国立博物館が一時的に無償輸出し再輸入するものであっても輸出貿易管理令上の輸出の承認を要しますので、設問の「経済産業大臣の輸出の承認は要しない。」は誤りとなります。経済産業大臣の権限である重要文化財の輸出の承認については、税関長に委任されていますので、その輸出の承認申請書は税関長に提出する必要があることに留意しましょう。

「4」は、税関長への権限委任の問題ですが、委任されているものは基本的に「輸出の承認」の一部であり、「輸出の許可」については委任されておらず、その輸出の許可に「条件を付す権限」も委任されていません。唯一、輸出の許可関係で委任されているものは、「輸出の許可」の「有効期間の延長」だけであること押さえておきましょう。

## ■択一式

### 第 16 問（適用法令） 正解率：42%

正しい記述の「2」を選択した方が一番多かったのは良かったのですが、42%ですのでやや低調であったと言わざるを得ません。

誤りで多かったのは「3」が26%、「4」が17%といったところです。

「3」は、いわゆる他所蔵置貨物が亡失して関税を課する場合の適用法令ですが、他所蔵置が許可された時の属する日ではなく、当該亡失の時の属する日において適用される法令です。

また、「4」は、一括保税運送の承認を受けて保税運送された外国貨物が、運送指定期間内に運送先に到着しない場合に関税を課するときの適用法令ですが、当該一括保税運送が承認された時の属する日ではなく、当該貨物が発送された時の属する日において適用される法令となります。

### 第 17 問（関税の確定方式） 正解率：51%

誤っている記述を一つ選択する問題で、誤った記述の「3」を選択した方が最も多いのは良かったのですが、半数を超えたとはいえ51%はもう一息といったところでしょうか。

「3」は、本邦に入国する者の別送品については、それが商業量に達するものであれば、賦課課税方式ではなく申告納税方式が適用されますので、誤った記述です。

誤りで多かったのは、「5」の14%、「2」の13%、「4」の9%といったところですが、これらはいずれも正しい記述ですので、再確認しておいてください。

### 第 18 問（関税の納期限） 正解率：53%

正しい記述を一つ選択する問題で、正しい記述の「4」を選択した方が53%と最も多かったのですが、これも今一息といわざるを得ません。

誤りで多かったのは「2」が18%、「0」の11%、「1」の8%といったところです。

「2」の記述は、輸入許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された税額の納期限は、「当該更正通知書の送達を受けた日の翌日から起算して1月を経過する日」ではなく、「当該更正通知書が発せられた日から起算して1月を経過する日」ですので、誤った記述となります。

「送達を受けた日」と「発せられた日」の違いを理解しておきましょう。

### 第 19 問（輸出通関） 正解率：57%

正しい記述は「3」ですが、正解率は57%とやや低調でした。

正しい記述として「2」を選択された方が15%、「5」を選択された方が10%と目立ちました。いずれも輸出通関における基本的な取扱いであり、繰り返し出題される傾向の設問です。記述の誤りの箇所を再確認してください。当該箇所の記述振りにより正誤が分かります。

また、正しい記述がないとして「0」を選択された方が10%を占めていました。仮陸揚貨物の取扱いについて、正確な理解を深めてください。

#### 第20問（輸入通関） 正解率：51%

正しい記述がないとして「0」が正解でしたが、正解率は51%とやや低調でした。

正しい記述として「1」を選択された方が13%、「2」を選択された方が29%を占めていました。いずれも輸入申告に関連する設問で、「1」の公売に付され、買受人が買い受けたものは輸入を許可された貨物とみなされる、また、「2」の税関事務管理人は非居住者の代理であり、輸入者とはなり得ません。繰り返し出題される傾向の輸入申告の要否等の設問と関連して理解を深めてください。

#### 第21問（郵便物の輸入手続） 正解率：39%

正しい記述は「4」ですが、正解率は39%とかなり低調でした。

正しい記述として「2」を選択された方が19%、「3」を選択された方が12%を占めていました。

また、正しい記述がないとして「0」を選択された方が22%と目立ちました。正しい記述の「4」を選択できなかったことからでしょうか。「3」の輸入郵便物と「4」の輸出郵便物の許可時点について比較して理解してください。

郵便物の輸入手続に関する設問でしたが、簡易手続を中心に理解を深めることが効果的です。

#### 第22問（保税蔵置場） 正解率：53%

今一步のところ、合格基準に達することができませんでした。

これは、「1」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるほか、「3」、「4」を選択した方が少なからずいたことが、正解率を大幅に引き下げることになったようです。

「1」は、貨物の収容能力を増加させるに際してはその旨の届出をすればよいこと、「3」は、倉庫業法違反で罰金の刑に処せられたとしても、保税蔵置場の取消し事由には該当しないこと、また、「4」は、外国貨物が亡失した場合にはその輸入者から関税が徴収されることはないことなどは、しばしば出題されるものでありますので、銘記しておきましょう。

**第 23 問（輸出又は輸入してはならない貨物） 正解率：76%**

正解は「3」で、正解率は76%とまずまずでした。

正しい記述として「1」を選択された方が9%を占めていました。輸入差止申立てに係る認定手続の簡素化と混同しないように留意してください。

輸出してはならない貨物と輸入してはならない貨物の共通事項、相違事項を比較しながら、より一層の理解を深めてください。

**第 24 問（関税暫定措置法上の関税の減免税制度） 正解率：33%**

正解は「4」で、正解率は33%とかなり低調でした。

最多解答は、正解の「4」でしたが33%に留まり、次いで誤りの「5」、「2」を選択した方がそれぞれ25%、24%にも達し、次いで正解なしの「0」を選択した方が10%でした。

「4」は、関税暫定措置法第8条の加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度で再輸入期間の延長承認申請先税関として最もふさわしいのは、その内容を承知している当該原材料の輸出を許可した税関長であると考えることができれば、二度と間違えることはありません。

「5」の軽減税率を適用して輸入された貨物を用途外使用等した場合に、軽減された関税を徴収されるのは、これらに該当することとなった者（用途外使用等した者）であり、輸入の許可を受けた者ではないことは用途外使用等の基本的事項です。

「2」の関税暫定措置法第8条の適用を受けるための原材料を輸出する際に、輸出申告書に、「当該加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」を添付することは委託加工契約が成立しているときには必須ですが、委託加工契約の全部又は一部が成立していないときは当該証する書類の添付は求められていないことも常識として押さえておきましょう。

**第 25 問（課税価格の計算方法） 正解率：40%**

この問題は、関税定率法第4条から第4条の9までの規定に基づく課税価格の計算に関するものについて、その記述の正しいものを選ぶ（正しいものが一つもない場合には「0」を選択する。）問題でした。

5つの設問のうち、正解の「4」が、関税定率法第4条の3第2項に定める製造原価に基づき輸入貨物の課税価格を計算する場合における当該製造原価は、いかなる資料に基づいて決定するのかという馴染みの少ない分野の問題でしたので、受験者を悩ませたようでして、正解率は低いものとなりました。また、この設問が難しかったためか、正しい設問はないと考え、「0」を選択された方が27%に昇りました。

他方、誤った記述である「2」（輸入貨物の仕入書価格に当該輸入貨物が本邦の輸入港に到着

した後の国内運送に要する運賃が含まれている場合において、当該運賃の額を明らかにすることができないときは、当該仕入書価格から当該国内運送に通常要すると認められる運賃の額を控除して当該輸入貨物の課税価格を計算する。)を正しいと考えた方が17%もいたことは残念なことです。この設問のような場合には、関稅定率法施行令第1条の4第1項ただし書により、「輸入貨物につき、次に掲げる費用等でその額を明らかにすることができないものがあることにより当該明らかにすることができない費用等の額を含んだものとしてでなければ当該支払の総額を把握することができない場合においては、当該明らかにすることができない費用等の額を含んだ当該支払の総額(課税価格)とする。」と定められておりますので、覚えておきましょう。

#### 第26問(外国為替及び外国貿易法の輸入規制) 正解率:26%

正解は「3」で、正解率は26%と極めて低調でした。

最多解答は正解の「3」でしたが26%に留まり、次いで誤りの「4」、「5」、「1」及び「2」とした方々がそれぞれ33%、29%、18%及び13%と複数の誤りに分散しました。

「3」の仮陸揚げ貨物は、必ず、輸入承認及び輸入割当ての特例になり、輸入割当品目であっても輸入割当てを要しないことは、常識として確実に覚えておきましょう。

「4」は、輸入貿易管理令別表第1の第17号の2の「本邦から輸出された後無償で輸入される貨物であって、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないもの」に係るもので、これは既に本邦にあった貨物の再輸入であり輸入規制する必要性がないことから、多くの特例の適用除外貨物から除外されており、ほとんどの場合(ワシントン条約該当物品でも)特例の適用ができることに留意しましょう。

「5」は、輸入割当品目であっても、総価額が18万円以下(15万円も含む。)の無償の貨物の場合は、特例の適用ができることも常識として覚えておきましょう。

「1」輸入の承認の権限で税関長に委任されているのは、無償の貨物であって経済産業大臣の指示する範囲内のものとされており、具体的には輸入割当てを受けるべき貨物を無償で輸入する場合の輸入の承認とされています。

#### 第27問(NACCS法等) 正解率:55%

正しい記述は「5」ですが、正解率は55%とやや低調でした。

正しい記述として「2」を選択された方が14%を占めていました。輸入コンテナに関する設問でしたが、輸入の申告があったものとみなされます。コンテナ令第2条、同法基本通達3-2(6)、3-5、3-7を確認して、輸入及び輸出コンテナの申告・許可に関して理解を確実にしてください。

また、正しい記述として「4」を選択された方が14%を占めていました。NACCSを使用して行われた「処分の通知等のみなし到達」に関する設問ですが、「申請等のみなし到達」と関連付けて、関係規定で確認して、正確に理解しておく必要があります。

#### 第28問（相殺関税及び不当廉売関税） 正解率：45%

誤っている記述を一つ選択する問題ですが、誤った記述の「4」を選択した方は45%と過半数に満たなかったのは、残念な結果と言わざるを得ません。

「4」以外を選択した中では、多い順に「0」が14%、「3」が13%、「2」が11%、「1」が10%と分散しています。

どちらかというとな難易度の低い問題であるのに、このように万遍なく分散するのは、この分野の理解があまり進んでいないことを表しています。

「4」の記述は、納付した不当廉売関税は還付されることはないとしていますが、納付した不当廉売関税の額が実際の不当廉売差額を超える事実があれば、そのような事実についての証拠を提出して、当該超える部分の額に相当する不当廉売関税の還付を請求することができますので、誤った記述です。

これ以外はいずれも正しい記述ですので、この機会に確認しておいてください。

#### 第29問（不服申立て） 正解率：26%

正解率は26%と、極めて低調でした。

これは、「2」、「4」を正しい記述として選択したほか、「0」をマークした方がかなりいたことによるものです。

「2」は、犯則処分は再調査の請求をすることができる税関長の処分に含まれないことから、また、「4」は、例示されている事例は、関税等不服審査会への諮問事項とはされていないことなどは、しばしば出題されるものでありますので、銘記しておきましょう。

#### 第30問（罰則） 正解率：46%

正解率は46%と、合格基準に達することができませんでした。

これは、「1」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

「1」は、「火薬類」を輸出してはならない貨物であると読み誤ったことによるものようです。受験者を陥れるために、時として、この種の設問が出題されることがありますので、関係条文を参照し、的確に押さえておきましょう。

### III 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

#### 【総体的事項】

通関実務全体の正解率は22%であり、5%の方が合格基準に達していました。

#### ■申告書の作成

##### 【室井】

申告書作成全体の正解率は20%でした。

輸出申告と輸入（納税）申告それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

輸出申告	41%
輸入（納税）申告	13%

#### ■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は23%で、申告書作成全体の正解率と比較すると3%高い結果となりました。

なお、複数肢選択式、計算式、択一式それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

複数肢選択式	24%
計算式	21%
択一式	31%

#### 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

#### ■申告書の作成

輸出申告書及び輸入（納税）申告書の作問では、通関手続の学習要件と共に標準的な貿易ルール（インコタームズ）の契約条件を付した出題としています。今回の設問は、輸出は「CPT SEATTLE」、また、輸入は「CIF TOKYO」としていますので、契約条件に沿った申告価格（又は課税価格）の算出に当たっては、算入と不算入すべき費用などが、各々の取引条件によって異なること、また、個別の品目に係る品目分類、少額貨物の処理などを正確に理解することを目的とした問題（輸入では豚肉の差額関税方式も入れて）としましたが、輸出及び輸入の双方で正解率が低く、また、未記入が多いことから、あと一段の努力が望まれます。

## 第1問 輸出申告（茶等） 正解率：41%

今回の出題は、コーヒー、茶、香辛料などを多種類掲げて、品目分類と CPT 契約条件による費用の算入（加算）・不算入（非加算）による少額選定のための申告価格の処理としましたが、輸出申告書作成としては、品目が多いことからかじくりと検討することがなされていないことにより、これまでの成績と比べるとかなり低い正解率となりました。主な原因は、品目分類において、部、類の注、項の「規定」を見落とししたケースが目立ちました。特に、第3欄（c）では、紅茶、茶に関する設問に対してコーヒーの分類が入り込んで正解率を大幅に下げてしまいました。また、第1欄（a）及び第2欄（b）では、「調製したもの」の区分で第9類と第21類の分類で区分規定によらない分類が行われ、誤りを大きくしました。なお、どういう理由からか、少額貨物（3品目）である統計品目番号10桁目「X」の選択肢番号が、登録画面の第1欄から第4欄までにも入力が行われていることは特異なことと思います。

次の集計結果（（a）～（e））とコメントを踏まえ、今後の正確な分類の参考にしてください。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (a) 登録画面の第1欄（a）：53% | (d) 登録画面の第4欄（d）：41% |
| (b) 登録画面の第2欄（b）：38% | (e) 登録画面の第5欄（e）：42% |
| (c) 登録画面の第3欄（c）：33% |                     |

**第1欄（a）**：「茶又はマテの調製品」については、第2101.20号には「茶又はマテのエキス…並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品」をまとめて分類していますので、仕入書第3項及び第6項の品目がこの号に入ります。しかしながら、コーヒーなど（0901、2101.11～12）に分類した方が26%、茶など（09.02）に分類した方が10%となっており、品目の区分と調製品との区分に注意を要します。また、この欄は、仕入書第3項のみ単独でも最も高い申告価格になるにもかかわらず、第2～5欄への入力が16%あり、問題文記3の記載の再読が望まれ、更に、白紙提出も4%あったことから、これらにより正解率を下げました。

**第2欄（b）**：「コーヒー調製品」については、第2101.11～12号には「コーヒーのエキス…並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品」をまとめて分類しているので、そのうちの「コーヒーエキス…を基とした調製品」として仕入書第5項及び第7項をこの欄に入力することになりますが、第9類のコーヒーとした方が23%、コーヒーエキスなどとした方が8%、茶などとした方が13%あり、また、正解の選択肢番号を他の欄へ入力した方が32%、未記入の方が5%いました。

**第3欄（c）**：「紅茶（0902.30）46%と緑茶（0902.10）46%などの混合物」については、第0902.30号の紅茶に分類されますが、緑茶、コーヒー調製品、コーヒー代用物、茶などの調製品に分類された方がそれぞれ7%、27%、7%、3%となっており、コーヒー関連への分類は第2欄との

入力順で申告価格の差による順番違いによるものと思われます。また、正解の選択肢番号を他の欄へ入力した方が29%、未記入の方が6%もあり、これらにより正解率を下げました。

**第4欄(d)：**「香辛料として、クミン(09.09)50%、ペッパー(09.04)40%、しょうが(09.10)5%、塩などの混合物」について、第9類注1(b)によらないでクミンとした方が13%いたほか、コーヒーと茶などへ分類されており、第9類の香辛料についての学習が望まれます。また、他の欄へ入力した方が15%、未記入の方が6%いました。これからは、注の規定の確認をしっかりと行うことが肝心です。

**第5欄(e)：**少額貨物の3品目のうち、「いつたコーヒー代用物(コーヒー含有のもの)」が代表番号のところ、他の2品目の代表税番を採用した方が35%もいました。また、正解の選択肢番号を他の欄へ入力した方が6%、未記入の方も6%おり、これらにより正解率を下げました。

なお、品目分類番号の10桁目が「X」となっている選択肢を第1欄から第4欄までに入力しているケースがみられることは特異なことです。

今後の注意点は、品目分類において、通則をはじめ、部、類の注の「規定」の見極めにより、注意深く実施していただきたいことと、未記入が各欄4%~6%もありましたが、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力してください。

## 第2問 輸入(納税)申告(調製食料品) 正解率：13%

輸入の問題は、豚肉などの調製食料品の申告書作成です。まず、値引きの認否についての判断をして、否認の場合には通常価格への計算をし、次に、豚肉の差額関税制度の基づく計算処理を行うことなどの品目を出題しました。

**品目分類**では、正解率は23%でした。原因は、特に、第1欄及び第2欄で、実行関税率表による10桁番号を、NACCS用品目コード(別紙3)によるコード変換をしていない分類が多くみられ、また、第4欄では、含有する肉の量の誤りが大幅に成績を下げ、更に、少額貨物の10桁目の表示(X)のもの2品目について代表品目の選定で齟齬が見られ、低い正解率となりました。

**課税価格**では、正解率は8%でした。極めて低調であり、判明している主な原因は、値引きの否認による正常価格へ戻す計算で「 $\div 0.9$ 」【 $\because Y = X - X \times 10\% = X(1 - 0.1) = 0.9X \rightarrow X = Y \div 0.9$ 】を「 $\times 1.1$ 」のような計算をしているケース、更に、CIF取引条件において、諸費用のうち加算となる費用又は非加算となる費用の処理方法が少々複雑になり、算出結果において相違を生じ、大幅に正解率を下げる成績となりました。

本設問では、値引き処理については、平成23年の第45回通関士試験(通関実務)第2問(輸入(納税)申告)の解説「3 申告価格の計算」の内容を一部応用しており、また、差額関税制度

に基づく処理は、これまでの事例（「ゼロからの申告書」など）を参考としていますので、チェックしてほしいと思います。

(1) 品目分類の正解率：23%

(a) 登録画面の第1欄：25% (d) 登録画面の第4欄：11%

(b) 登録画面の第2欄：18% (e) 登録画面の第5欄：21%

(c) 登録画面の第3欄：40%

(2) 申告価格（課税価格）の正解率：8%

(f) 登録画面の第1欄：9% (i) 登録画面の第4欄：7%

(g) 登録画面の第2欄：9% (j) 登録画面の第5欄：7%

(h) 登録画面の第3欄：9%

▽品目分類（(a)～(e)）においては、全般に正解率が11%～40%と低い状況となっています。相当の頑張りを必要とする成績でした。

正解率を更に向上させるために気を付ける点は次のとおりです。

**第1欄(a)：**「チャーシュー（豚肩肉）で小片にスライスし、フリーズドライしたもの」について、まず、NACCS 用品目コードに変換をせず「†」のままとした方が12%、課税価格が分岐点価格を超えたものに分類した方が16%、第3欄のピザをこの欄とした方が22%おり、大きなマイナスとなりました。また、正解の選択肢番号を他の欄へ入力した方が21%、未記入の方が11%もいました。

**第2欄(b)：**「調製ハム（豚のもも肉とつなぎから成るもの）で滅菌してなく気密容器入りのもの」の分類で、上記と同様、NACCS 用品目コードに変換せず「†」のままとした方が5%、課税価格が分岐点価格以下のものへ分類した方が15%、滅菌したもの及びチャーシューとした方がそれぞれ10%おり、また、他の欄へ入力した方が16%、未記入の方も12%いました。

**第3欄(c)：**「冷凍ピザトーストでソーセージ含有量10%などをトッピングしたもの」を、砂糖を加えてないものとして分類した方が7%、豚もも肉の加工品として分類した方が22%、また、他の欄へ入力した方が43%（うち第1欄としたものが25%と最も多い。）、未記入の方が8%いました。

**第4欄(d)：**「冷凍のチーズピザで肉・ソーセージが25%、野菜などがトッピングされたもの」について、構成材料中の肉類が20%以下として計算したことから第19類に分類した方が23%となり、正解数を超えた大きな誤りになりました。更に、詰物をしたパスタとした方が16%、豚もも肉の調製品とした方が12%いました。なお、特に、他の欄へ入力した方が22%と多く、更に未記入の方が17%おり、成績を大幅に低くしています。

**第5欄(e)：**少額貨物2品目のうち、代表品目の選択において38%の大きな誤りがありましたが、そのうちの「詰め物をしたパスタで砂糖を加えてないもの」とした方が26%を占め、こ

の欄でも正解数を超えた大きな誤りとなりました。また、未記入の方が16%もおり、更に、「X」の付いた選択肢番号のものを第1～4欄に入力している方が3%いたことについては注目事項です。

▽申告価格((f)～(j))は、全般に正解率が7%～9%と極めて低い水準となっています。

本設問の集計結果を精査しますと、主要な誤りは各欄ともに以下の内容で相似しています。

**第1欄(f)**: 申告価格の算出において、CIF 価格に対して、加算すべきものが加算されているかどうかですが、集計データからは、数値内容が散らばっていることによりはっきりとしませんが、一部判明したことは、仕入書価格の値引きを否認してない方が6%で、そのまま加算しなかった方が2%、また、否認して通常価格へ戻す計算において「×1.1」とした方が4%、仕入書価格へ加算しなかった方が2%、割増し料を加算した方が0.4%、その他、適用為替レートの誤り、マークシートへの記入では「11008000」、「□1008000」の惜しいミスがありました。特に大きな成績の低下の原因は、解答なしが33%を占めていることです。

**第2欄(g)**: 上記と同じく、判明データから、仕入書価格の値引きを否認してない方が6%で、そのまま加算しなかった方が1.3%、また、否認して通常価格へ戻す計算において「×1.1」とした方が3%、仕入書価格へ加算しなかった方が0.1%、割増し料を加算した方が0.5%、その他、適用為替レートの誤り、マークシートへの記入では「09156000」、「0□915600」などの惜しいミスがありました。特に大きな成績の低下の原因は、解答なしが35%を占めていることです。

**第3欄(h)**: 上記と同じく、判明データから、仕入書価格の値引きを否認してない方が6%で、そのまま加算しなかった方が2%、また、否認して通常価格へ戻す計算において「×1.1」とした方が3%、割増し料を加算した方が0.4%、その他、適用レートの誤り、マークシートへの記入では「00837960」、「00837600」の惜しいミスがありました。特に大きな成績の低下の原因は、解答なしが38%を占めていることです。

**第4欄(i)**: 上記と同じく、判明データから、仕入書価格の値引きを否認してない方が6%で、そのまま加算しなかった方が0.4%、また、否認して通常価格へ戻す計算において「×1.1」とした方が3%、仕入書価格へ加算しなかった方が0.1%、割増し料を加算した方が0.6%、その他、適用為替レートの誤り、マークシートへの記入では「00037300」、「□□237300」の惜しいミスがありました。特に大きな成績の低下の原因は、解答なしが42%を占めていることです。

**第5欄(j)**: 上記と同じく、判明データから、仕入書価格の値引きを否認してない方が5%で、そのまま加算しなかった方が0.4%、また、否認して通常価格へ戻す計算において「×1.1」とした方が2%、仕入書価格へ加算しなかった方が0.1%、割増し料を加算した方が0.4%、その他、適用為替レートの誤り、マークシートへの記入では「0039□000」、「399□□000」の

惜しいミスがありました。特に大きな成績の低下の原因は、解答なしが43%を占めていることです。

なお、「解答なし」が大きな成績低下の原因を占めていますが、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力してください。

このような低い正解率となりましたが、申告価格の計算方法は、これまでの事例集の問題を繰り返し解いて納得がいくまで行うことが望まれます。加算の計算の手順・方法などは、既に、輸入申告書作成問題の申告価格の計算方法としての事例があるので、新しい方法で計算をしなければならぬものはありません。そこで、再度、過去問をおさらいしていただくとともに、本設問についても、再度「解説」を熟読して十分に理解してください。

## ■複数肢選択式

### 第3問（関税の確定及び納付） 正解率：30%

個々の設問についてみると、最も選択が多かったのは「4」が75%、次いで「3」が46%、「1」が32%、「2」が30%、「5」が14%で、正しい組合せの「3、4」を選択した方は30%で、残念な結果と言わざるを得ません。

誤りで多かった記述の「1」については、修正申告に係る書面に記載された納付すべき税額は、当該修正申告をした日までに納付しなければならず、当該修正申告をした日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付するものではありません。

また、「2」の記述については、相殺関税は申告納税方式により確定するのではなく、賦課課税方式により確定します。

### 第4問（特例申告貨物） 正解率：39%

正しい記述である「1、3、4」を選択する問題でしたが、正解率は39%と極めて低調でした。

正しい記述として「1」を選択された方が73%、「3」を選択された方が73%、「4」を選択された方が77%となっており、単独で見た場合には、殆どの方が理解している状況となっておりますが、低い正解率となりました。

正しい記述として「1、3」を7%、「1、4」を9%、「3、4」を10%の合計26%の方が選択しており、正しい記述のすべてを選択していないことからの結果となりました。

複数肢選択式の難点が出てしまいましたが、通常、2つ又は3つを選択することとなりますので、心掛けて下さい。

#### 第5問（課税価格の決定） 正解率：27%

この問題は、課税価格について、その記述の正しいものを選ぶ問題でした。5つの設問のうち正しい記述は「1」と「5」であり、それぞれの正答率は74%及び69%とかなり高いものでしたが、両方を選ばないと得点とならない複数肢選択式の問題であるため、厳しい結果となりました。

誤った記述である「2」、「3」及び「4」を正しいと考えた方の割合は、それぞれ37%、26%及び24%とかなり多くの方が誤った知識を持っているようですので、知識の再確認をしようにしましょう。

#### 第6問（関税率表の所属の決定） 正解率：18%

正解率は18%と、極めて低調でした。

正解は「1、2、5」ですが、「1、2」、「1、5」、「2、5」を選択された方が合計で24%いました。これらの方は、正しい選択肢を選択しているにもかかわらず、正解となるすべての選択肢を選択しなかったため誤りとなってしまいました。「1」を選択した方が61%、「2」を選択した方が66%いますので、関税率表の解釈に関する通則（以下、「通則」という。）1と通則3（b）が適用されることは、かなりの方が理解されているものと思われます。設問の物品は、第3824.90号に分類されるものであるという設定ですから、通則6が適用されることは明白です。物品の所属を決定する際に適用される通則を十分理解されていない方は、過去問に挑戦し、理解するよう努めてください。

#### 第7問（関税定率法上の関税の減免・戻し税制度） 正解率：6%

正解は「2、3、4」で、正解率は6%と惨澹たる結果となりました。

最多解答は誤りの「2、5」を選択した方が14%で、次いで誤りの「2、3」、「2、4」、「2、3、5」、「3、5」及び「2、4、5」が10%、8%、8%、7%及び6%と続き、ようやく正解の「2、3、4」の6%となりました。

「1」～「5」の選択状況をみると、正解の「2」、「3」及び「4」を選択できた方は、「2」は68%あったものの、「3」、「4」を選択できた方はそれぞれ45%、35%に留まりました。一方、誤りの「5」、「1」を選択した方がそれぞれ53%、23%にも及び、惨澹たる結果となったものです。

正解の「3」を選択できなかった方、誤りの「5」を選択した方が大勢いました。この「3」及び「5」は、本試験で少なくともこの20年間は出題されることがない新しい設問ですが、本設問の内容は、関税定率法第14条、第15条、第17条の免税対象物品について、それぞれの関税定率法の条文どおりの素直な、比較的易しい問題でしたが正解率は低調でした。過去問を中

心に勉強されている方の盲点ではないかと危惧されます。本試験には、過去間にもない新しい設問も当然出題されますので、その対策も肝要です。少なくとも免税対象物品の多い関税定率法第14条、第15条、第17条については、各該当条文を一度は読み、何がそれぞれの免税対象になっているかは押さえておきましょう。

「3」は、引越し以外の目的で入国する者（一時入国者）が個人的な使用に供するために別送輸入する自動車については、関税定率法第17条の再輸出免税の適用が可能な貨物です。

「5」の博覧会関係では、関税定率法第14条第3号の3の「博覧会の参加国」が発行する公式のカタログ、パンフレット、ポスター等と、関税定率法第15条第1項第5号の2による「博覧会の参加者」が無償提供する物品があることを押さえておきましょう。

「4」の違約品等の戻し税の適用を受けるためには、原則として輸入許可の日から6月以内に保税地域等に搬入しなければならないが、その搬入期間の延長申請は輸入を許可した税関長に提出するのが原則ですが、搬入予定の保税地域を所轄する税関長に対しても可能であることは押さえておきましょう。

## ■計算式

### 第8問（延滞税額の計算） 正解率：21%

正解者の割合は、30%にも届きませんでした。そのような中で、計算は正しくできたものの、答えをマークシートに転記する際に、解答の頭に「0」を記入しなかった方が約7%おり、折角の努力が成果として現れませんでした。

その他の方々の解答はバラバラであり、どのように考えて計算されたのか推測できませんでしたので、解答解説をお読みになり、計算方法を学習してみてください。一度覚えれば、単純な計算ですし、これからでも十分間に合いますので、トライしてください。

### 第9問（無申告加算税の計算） 正解率：2%

正解率は2%と、非常に低い正解率でした。

皆様の解答を見ても、どのような考え方で解答を導き出したのか推測できませんでしたので、この問題についても解答解説をお読みになり、問題を解いてみてください。

加算税制度は今年1月から新しい制度が施行されており、試験に出る可能性が高いように思われますので、勉強をしてください。

### 第10問（課税価格の計算） 正解率：39%

本問題は、DDP条件（仕向け地持込渡し・関税込み条件）により輸入取引された貨物に係る計算であるため、仕入書価格から当該輸入貨物が本邦輸入港までに要した費用を調整する必要がある

あり、また、仕入書価格に含まれていない当該輸入貨物に係る加算要素の額を加算する必要があります。

解答解説 1 及び 2 にそれらの計算方法が記載してありますが、皆さんの解答を見ても、どのような調整をされたのか俄かには推測が困難でした。ご自身で正解を計算してみてください。

なお、正しい計算をされた方のうち、ここでも、マークシートへの転記ミスで失点した方の割合が 10%以上いました。残念です。

#### 第 11 問（委託加工貨物の輸入価格の計算） 正解率：20%

正解率は、わずか 20%に留まりました。

この問題を解くに当たって多くの方が誤った点としては、以下の 3 点があげられます。

- ① 輸入者 M が本邦の生地メーカーから購入して D 国の縫製業者 X（輸出者・売手）に無償で提供した生地（設問 3）が不足したため、X は、M の了解を得て、不足分の生地を D 国内で調達した。この追加の生地代金（5,950 円）は X が負担したとされている（設問 6）ところ、この追加した生地の価格について 18%以上の解答者が、これを課税価格に含めるべき費用として考えていました。この生地の代金は M が負担していないため、現実支払価格の値引きに該当しますので、算入する必要はありません。
- ② 衣類に取り付けた飾りボタンの買付手数料（10,000 円）（設問 4）を非加算になる要素であると考えて処理した解答者が 5%以上いました。輸入者が輸入貨物自体の買付業務を代理人に依頼し、その代理人に対し買付手数料を支払った場合には、非加算となりますが、輸入貨物を製造するための原材料等の買付けまでは含まないこととされています。
- ③ 輸出者 X に製造を依頼した女性用衣類を生産するために使用したデザイン（イタリア人デザイナーが本邦で開発したものを 280,000 円で M が購入し、X へ電子メールで送付したもの）（設問 5）の費用を加算要素と考え、課税価格に算入していた解答者が 2%程いましたが、本邦で開発された役務は加算要素には該当しません（関税率法施行令第 1 条の 5 第 3 項）。この問題においても、計算は正しかったものの、マークシートへの転記をミスしている方が 10%いました。

#### 第 12 問（洋上転売貨物の課税価格の計算） 正解率：21%

この問題の正解率も 21%と、極めて低いものでした。

洋上転売貨物について課税価格を算定するに当たっては、まず、当該輸入貨物が本邦に到着するまでの間に行われた複数の取引のうち、いかなる取引が関税率法第 4 条にいう輸入取引に当たるかを考える必要があります。外国の一の居住者（「甲」という。）と本邦の一の居住者（以下「乙」という。）との間で貨物を本邦へ到着させることを目的として締結された売買契約

に基づいて外国から本邦へ向けて貨物が輸出された後、本邦への運送途上において、乙と本邦の乙以外の一の居住者（以下「丙」という。）との間で当該貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結され、丙により輸入された場合は、乙と丙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、乙と丙との間の売買が輸入取引となります。

しかしながら、解答者のうち 10%以上の方が、本邦の商社NがE国の輸出者Xとの間で締結した売買契約価格を採用して計算していましたが、これは誤りとなります。

したがって、本邦所在の輸入者Mと商社Nとの間で当該ゲーム機を本邦に到着させることを目的とした売買契約（売買単価 21,000 円/台）が課税価格計算の基礎となります（設問2）。

商社Nは、当該輸入貨物であるゲーム機をE国から本邦の輸入港までの運送を船会社に依頼して運賃 350,000 円を船会社に支払っていますので、これは加算要素となります。なお、この運賃の一部（100,000 円）を輸入者Mが負担することになったため、当該額を商社Nに支払っていることから、商社Nが実質的に支払った 250,000 円と輸入者Mが支払った 100,000 円との合計額が運賃の加算額となると言うこともできます。しかしながら、解答者の中には、この 100,000 円を運賃の一部として 350,000 円に加算した方や、反対に 100,000 円を 350,000 円から差し引いた方がかなりの数いました。

当該ゲーム機に係る保証については、設問4に掲げるような状況で、商社Nが輸入者Mに対し当該ゲーム機の売買をするために当該保証契約の締結を義務付けているので、当該費用（50,000 円）は課税価格に算入されますが、加算していない方も相当数に昇りました。

設問5に掲げる費用は輸入者Mが負担しているものの、これら費用は、輸入港到着後の費用であるため、加算要素から除外されていますが、この費用を加算した方も少なからずいました。

この問題においても、計算は正しかったものの、マークシートへの転記をミスしている方が 3%程度いましたので、注意しましょう。

## ■択一式

### 第13問（事前教示） 正解率：37%

正しい記述を一つ選択する問題で、正解の「3」を選択した方が最も多いのは良かったのですが、正解率が 37%でやや残念な結果でした。

誤りでは多い順に、「4」が 18%、「5」が 15%、「1」が 12%、「0」が 10%、「2」が 6% といったところです。

「4」の記述は、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることはできますが、見本の提出を要することなく文書回答が可能な場合に限られていますので、「見本の提出を要する場合であっても」というのは誤りです。

また「5」の記述は、文書による回答で輸入申告の審査上尊重されるのは関税分類等関税に係る回答であって、他法令の適用の有無等については審査上尊重されませんので誤りです。

これらについては、責任ある回答のできる主務官庁に照会する必要があります。

#### 第14問（課税価格の計算方法） 正解率：53%

この問題は、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を決定できる場合に該当する設問の一つを選ぶ（該当するものが一つもない場合には「0」を選択する。）問題でした。

正解率は53%であり、この設問についての理解度はまずまずと言えますが、誤った記述である設問「1」、「3」、「4」及び「5」の設問を正しいと解答した方が7%~12%もおり、また、正しい記述である「2」について誤っていると解答した方も9%いましたので、問題全体についての知識のレベルとしては、更なる改善が必要だと思えます。

#### 第15問（豚肉の分類） 正解率：12%

正解率は12%と、極めて低調でした。誤っている選択肢がないことから正解は「0」ですが、「4」を誤りとして選択された方が25%、「1」を誤りとして選択された方が16%、「3」を誤りとして選択された方が16%、「5」を誤りとして選択された方が15%いました。これらの結果を見ますと、項の規定や類注の規定の記載があるにもかかわらず、十分読みこなしていないことが伺われます。「4」及び「1」を誤った方は、第16類注2の規定を十分理解していません。「4」の豚肉とえびの合計含有量が20%を超えているものは、第16類に属します。「1」の肉の含有量が20%を超えている詰物をした物品は、第16類の肉の調製品から除外されます。

「3」の食用に適した豚の肝臓は、第5類注1（a）に該当しないため、くず肉として分類されます。「5」のピザ生地は、野菜の含有量が最大であるため、穀粉調製品として分類されないのではないかと考える方が多いと思われそうですが、関税率表解説によれば、穀粉調製品である未加熱のピザは、小麦粉の含有量が最多成分でなくても穀粉調製品として第19.01項に分類されることになっています。模試の解説において、…「小麦粉で作られた皮に重要な特性が与えられている物品」と記載した部分は、皮に重要な特性があると受け取られる表現になっていることから…「生地を構成している小麦粉によって重要な特性が与えられている物品」に訂正したいと思えます。ここ数年、関税率表の部注及び類注に関する問題がよく出題されています。部又は類の注の規定を正しく理解することは、輸出入申告書を作成する際にも大いに役立ちます。特に、数値基準や除外される物品には留意してください。

#### 第16問（関税率表の所属の決定） 正解率：17%

正解率は17%と、極めて低調でした。正解は「2」ですが、誤りである「5」を選択された

方が 27%、「1」を選択された方が 20%、「0」を選択された方が 12%いました。これらの結果を見ると品目分類の知識が十分身につけていないことが伺えます。「5」の貴金属製の時計のバンドは、貴金属製品であっても時計の附属品として分類されることに注意してください。「1」の光学望遠鏡の三脚は、従来、光学機器の附属品として分類されていましたが、項の新設により分類変更となったものです。この種の問題を攻略するには、例えば、プラスチック製のスーツケース（プラスチック製品に分類されない。）、航空機のエンジン（航空機の部分品には分類されない。）などのような通常概念では、誤った分類をする可能性のある物品を過去問から抽出・整理し、覚えていくことです。

#### 第 17 問（特惠原産地規則） 正解率：37%

正しい記述を一つ選択する問題で、正解の「3」を選択した方が一番多いのは良かったのですが、正解率としては 37%ですのでやや残念な結果と考えます。

個別にみると、多い順に「1」が 32%、「5」が 13%、「2」と「0」が 10%、「4」が 9% となっています。

「1」の記述は、「特惠受益国である A 国で生まれ、特惠受益国である B 国で育成された生きた動物は、B 国の原産品である。」というものですが、生まれ、育成された生きた動物が特惠関税の適用を受けるには、一の特惠受益国で生まれかつ育成されたもの（すなわち当該一の特惠受益国の完全生産品）である必要があります、誤った記述です。

また「5」の記述は、「特惠受益国である A 国で生まれ、かつ、成育した牛が、特惠受益国である B 国で生産した牛乳は、A 国の原産品である。」というものですが、一の特惠受益国において生きている動物から得られた物品（この場合は生きている牛から得られた牛乳）は、当該一の特惠受益国の完全生産品とされており、B 国の原産品となります。